平成24年度
労働行政のあらまし

石川労働局

はじめに

石川労働局では、現下の雇用失業情勢を踏まえて、障害者に対する就労支援の推進、福祉から就労への支援事業の拡大、労働災害の防止対策の強化などを積極的に推進するとともに、県等地方自治体や関係機関・団体とも緊密に連携し、地域に密着した行政運営を図ってまいります。

本冊子は、石川労働局の業務について、平成24年度において重点的に取り組むこととしている施策を中心にそのあらましをまとめたものです。

目次

労働行政展開に当たっての基本的対応 …… 表紙裏
労働基準行政の重点施策 …… 1
職業安定行政の重点施策 …… 4
雇用均等行政の重点施策 …… 7
労働保険適用徴収業務の適正な推進 …… 9
個別労働関係紛争の解決の促進 …… 10
労働局各課（室）の所掌事務 …… 11
管内の労働基準監督署一覧及びハローワーク付属施設のご案内 …… 12
管内の公共職業安定所（ハローワーク）一覧 …… 13
相談先一覧表 …… 裏表紙

労働行政展開に当たっての基本的対応

1 総合労働行政機関としての機能（総合性）の発揮

地域や県民からの期待に真に応えていくため、労働基準行政、職業安定行政、及び雇用均等行政がそれぞれの専門性を一層発揮しつつ、労働局がリーダーシップを発揮し機動的かつ的確な対応を図る。

2 計画的・効率的な行政運営

各行政分野の課題及び分野横断的な課題について的確に対応していくため、県内の実情を踏まえ、業務の重点化を進め計画的な行政運営に努めます。また、行政事務の情報化への対応や行政事務のコスト縮減に取り組む。

3 地域に密着した行政の展開

地域経済情勢を逐次、綿密に把握し、その分析の上に立った適切な行政課題を設定し、県民から信頼され、期待される行政運営を実現するため、地方自治体や労使関係団体等との連携により利用者の立場に立った親切でわかりやすい行政を推進する。

労働基準行政の重点施策

労働災害防止対策の推進

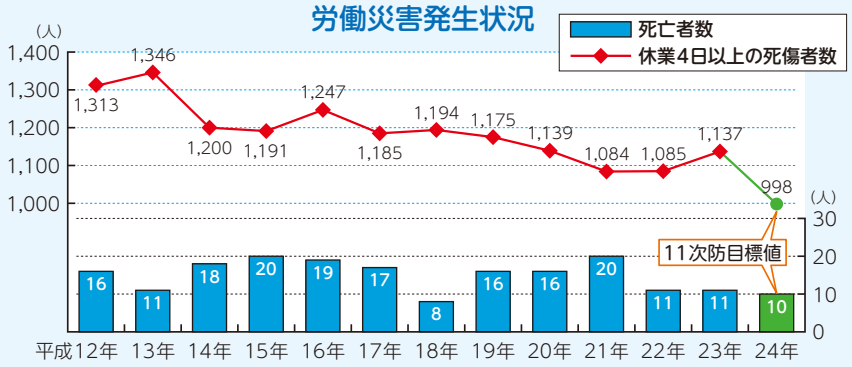

県内の労働災害による休業4日以上の死傷者数は、平成22年、平成23年と2年連続して増加し、再び年間1,100人を上回る水準となりました。

また、死亡者数は、平成22年、平成23年と2年連続で11人となって減少傾向にあります。

1 労働災害多発分野における対策の推進

平成24年度は、第11次労働災害防止計画（平成20年度～平成24年度）の最終年度であり、死傷者数及び死亡者数の減少目標（死傷者998人以下、死亡者10人以下）の達成に向けて取り組みます。

具体的には、労働災害が多発・増加している業種（建設業や小売業など）等を中心として、労働災害防止対策に集中的に取り組みます。

2 リスクアセスメントの実施促進

重傷災害や機械災害のリスク低減を図るため、製造者等による使用者に対する危険情報の提供等が新たに努力義務化されたことを踏まえ、中小規模事業場を重点にリスクアセスメントの実施を促進します。

機械にかかるリスクアセスメントの実施フロー

リスクアセスメントとは、「機械に内在するリスクの評価を系統的に実施する論理的手段」のことをいいます。

リスクアセスメントの全体像は、大きく分けて以下の1～4の項目で構成され、これを受けて5を実施し、機械の安全化を図ります。

1 基本となる情報の収集と機械の使用状況の想定	リスクアセスメントの基本となる、機械メーカーから受領した機械危険情報や取扱説明書等を収集するとともに、リスクアセスメントを行う機械の使用状況を想定する
2 危険源の見極め	工程ごとに危険源・危険状態を探す
3 リスクの見積り	危険源・危険状態がどの程度のリスクであるかの見積りを行う
4 リスクの評価	リスクを評価し、リスクの大きさに応じたリスク低減策の優先順位を設定する
5 保護方策の検討・実施とリスクの再評価	具体的なリスク低減策を検討、実施し、実施したリスク低減策が適切であるかどうかなどの再評価を行う

労働条件の確保・改善等

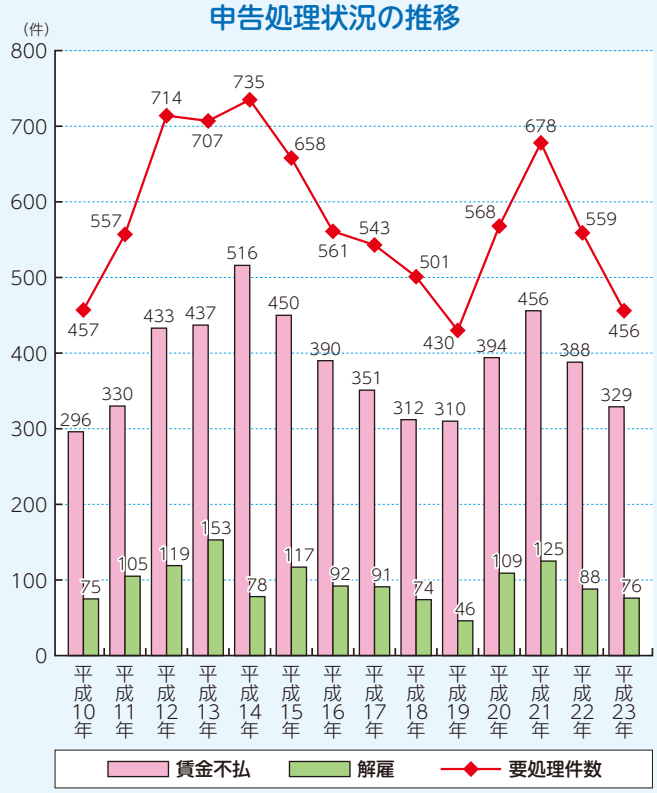

※申告処理とは、労働者から法違反についての申出があり、労働基準監督署で調査を行ったもの。

1 解雇、賃金不払事案等への的確な対応

依然として厳しい経済情勢下において賃金不払・解雇等の申告・相談が数多く寄せられている状況を踏まえ、以下の対策を推進します。

①申告・相談に対する迅速・的確な対応

②企業倒産時の賃金不払の防止、未払賃金立替払制度の迅速・適正な運用

③労働契約法や裁判例の啓発指導による不適切な解雇、雇止め、労働条件の切り下げの防止

2 過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止

1ヶ月100時間又は6ヶ月を平均して月80時間を超える時間外労働が続くと「過労死」（脳心臓疾患）のリスクが高まるとの医学的知見を踏まえ、長時間労働の抑制を図るとともに、長時間労働に従事した労働者に対する医師による面接指導制度の周知を図ります。

また、労働時間管理の適正化、管理監督者の範囲の適正化を推進し、過重労働の温床といわれる賃金不払残業（サービス残業）の防止を図ります。

3 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金のセーフティネットとしての役割を十分に機能させるため、最低賃金制度の適切な運営を図ります。

地域別最低賃金	時間額（円）	改正発効日
石川県最低賃金	687	23.10.20

特定（産業別）最低賃金	時間額（円）	改正発効日
石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金	718	23.12.31
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金	815	
石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金	815	
石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金	758	
石川県百貨店、総合スーパー最低賃金	770	

健康確保対策の推進

1 メンタルヘルス対策の実施促進

事業場の経営トップに対する指導を強化するとともに、取組が遅れている事業場に対し、メンタルヘルス対策支援センターを活用して事業場内における取組を推進します。

メンタルヘルス対策実施事項別実施事業場の割合
（50人以上の事業場、平成24年の数値は速報値）

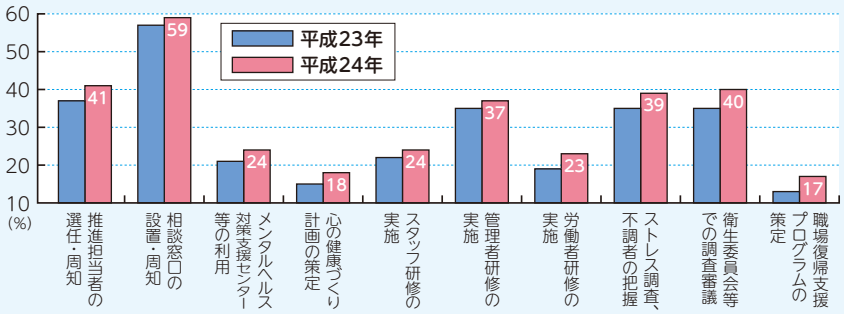

2 有所見率改善対策の実施促進

事業場における「有所見率改善に向けた取組計画」の作成を促進するとともに、健康診断結果に基づく措置や保健指導の実施などの法定事項の履行を重点的に指導を行います。

定期健康診断項目別有所見者率の推移
（石川県 平成12年と平成22年の比較）

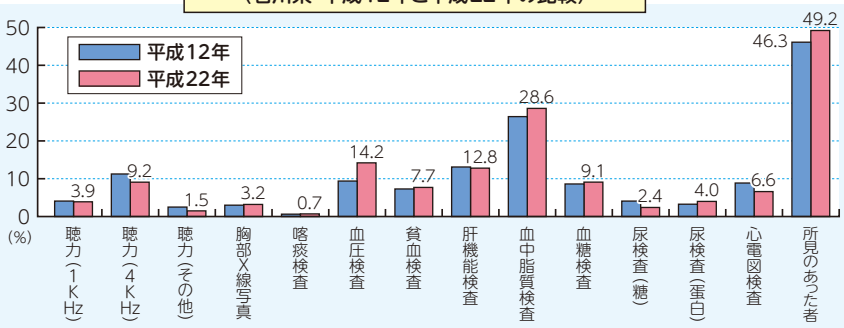

3 職場における受動喫煙防止対策

受動喫煙のない職場の実現に向けて、あらゆる機会をとらえ、受動喫煙防止対策について事業場への周知を図るとともに、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する財政的支援及び技術的支援事業の積極的な活用を図ります。

全面禁煙又は空間分煙を実施している事業場の割合
（平成23年3月　厚生労働省調）

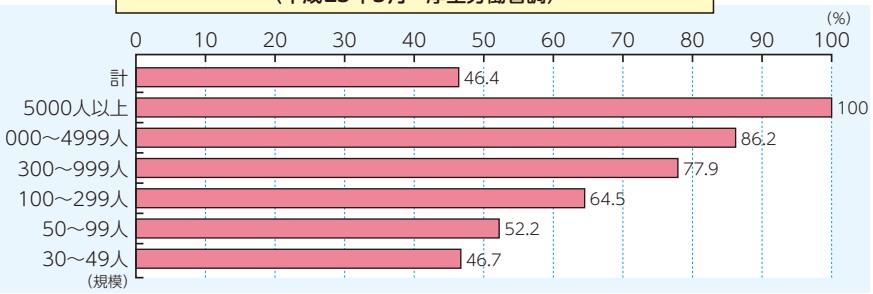

労災補償対策の推進

1 労災保険給付の迅速・適正な処理

複雑困難事案（脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患）をはじめとする労災保険給付の請求について、局署一体となった組織的対応により、迅速な事務処理を行うとともに、認定基準に基づいた適正な認定に万全を期します。

特に、精神障害事案及び石綿関連疾患事案については、新たな認定基準を踏まえて、迅速・適正な補償・救済を行うとともに、認定基準の周知を図ります。

2 石綿救済制度等に係る周知徹底

石綿特別遺族給付金の請求期限の延長等を内容とする改正石綿救済法の内容をはじめとして、石綿関連疾患に係る補償（救済）制度の周知徹底を図るとともに、労災保険給付や特別遺族給付金の請求については、認定基準を踏まえて、迅速・適正な補償・救済を行います。

脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患
請求件数

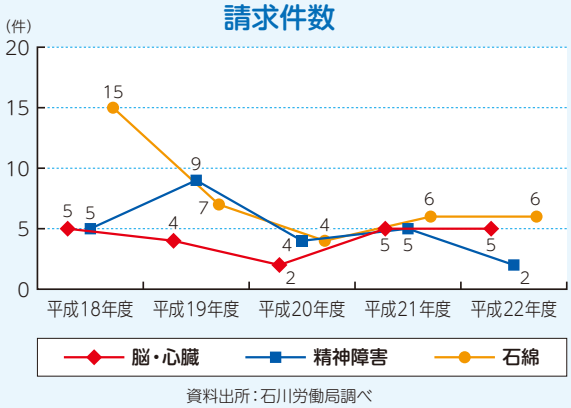

資料出所：石川労働局調べ

職業安定行政の重点施策

県内の情勢と課題

石川県内の経済は、平成20年秋の景気停滞の影響以降、緩やかに回復しています。県内の有効求人倍率（季節調整値）は、平成21年8月に統計開始以来最低となる0.45倍まで低下した以降は緩やかに回復し、県全体では依然として厳しい状況にあるものの、石川県中央地域では有効求人倍率（原数値）が1倍を超える状況にまで回復しています。

こうした状況を踏まえ、「全員参加型社会」の実現に向けた雇用・生活安定の確保を目指し、雇用維持対策、再就職支援対策等の各種施策を的確に実施する必要があります。

求人・求職及び求人倍率の推移

（各月の数値は季節調整値）

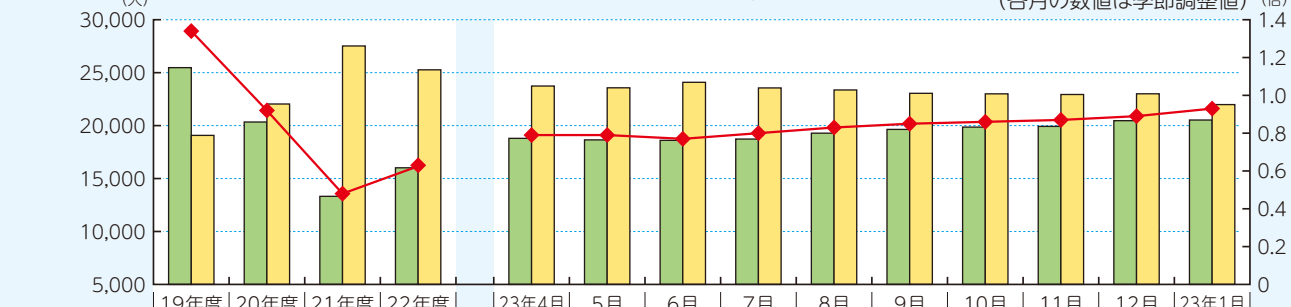

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年1月
有効求人数	25,475	20,339	13,319	16,015	18,796	18,651	18,607	18,729	19,285	19,641	19,859	19,925	20,465	20,527
有効求職者数	19,075	22,040	27,522	25,269	23,738	23,570	24,090	23,558	23,366	23,049	23,000	22,938	23,005	21,985
有効求人倍率	1.34	0.92	0.48	0.63	0.79	0.79	0.77	0.80	0.83	0.85	0.86	0.87	0.89	0.93

現下の雇用失業情勢を踏まえた対応

求人確保対策の強化

石川労働局幹部、公共職業安定所幹部、求人部門を中心とした公共職業安定所職員の事業所訪問等による求人開拓を積極的に推進し、求人の量的確保の強化を図ります。

雇用維持支援の強化

景気の変動等により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的な休業等により雇用維持を図る場合に、賃金等の一部を助成する雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金制度の利用促進により失業の予防を図ります。

再就職支援対策の強化

雇用調整を予定している企業の動向の把握に努め、再就職援助計画等の作成を指導するとともに、関係機関等とも連携して円滑な労働移動の推進を図ります。

雇用保険を受給できない求職者等に対する新たな第2のセーフティネットとして求職者支援訓練について周知を徹底し、長期失業者、自営廃業者、学卒未就職者等がその受講によって早期就職が実現されるよう就職支援を行います。

地方自治体と連携し、生活保護受給者等の就労による自立を支援するため、「福祉から就労」支援事業の取組を強化します。

労働者派遣事業等の適正な運営

労働者派遣法改正法が本年3月28日に成立したことから、積極的な周知及び指導を図ります。また、派遣元、派遣先、職業紹介事業所等に対する個別指導、集団指導を積極的に実施し、労働者派遣事業や職業紹介事業の適正な運営を図ります。

地域産業を支える人材の育成・確保

次代を担う若者の雇用及び生活の安定と働く意欲の向上

常用雇用での就職を目指すフリーター（45歳未満の不安定就労者等）に対して、担当者制により一人ひとりの課題解決に向けたプランを策定し、ニーズに応じた就職支援を積極的に実施します。また、職場定着に係るセミナーの実施等、職場定着を強化します。

新規学卒者等に対する就職支援

新規高卒者の就職促進を図るため、学卒ジョブサポーター等による求人開拓、学校訪問時の相談や就職後の職場定着等、高校卒業者の円滑な就職を支援します。

また、新規大卒者等に対し、金沢新卒応援ハローワークが主体となり積極的な支援を行う他、「合同就職面接会」（県共催）を開催し、県内企業の人材確保を促進します。

ヤングハローワーク金沢等がジョブカフェ石川等関係機関と連携して、企業説明会や各種セミナーを開催します。また、新たに金沢所に「わかもの支援コーナー」、小松所、白山所に「わかもの支援窓口」を設置し、効果的な若者の就職支援を実施します。

子育てする女性への再就職支援

子育て中の女性に対する再就職支援を図るため、マザーズハローワーク金沢などにおいて、女性再チャレンジ支援室等関係機関との連携を密にしながら、子育て女性等に対する就職支援を実施します。

新規高等学校卒業者の職業紹介状況

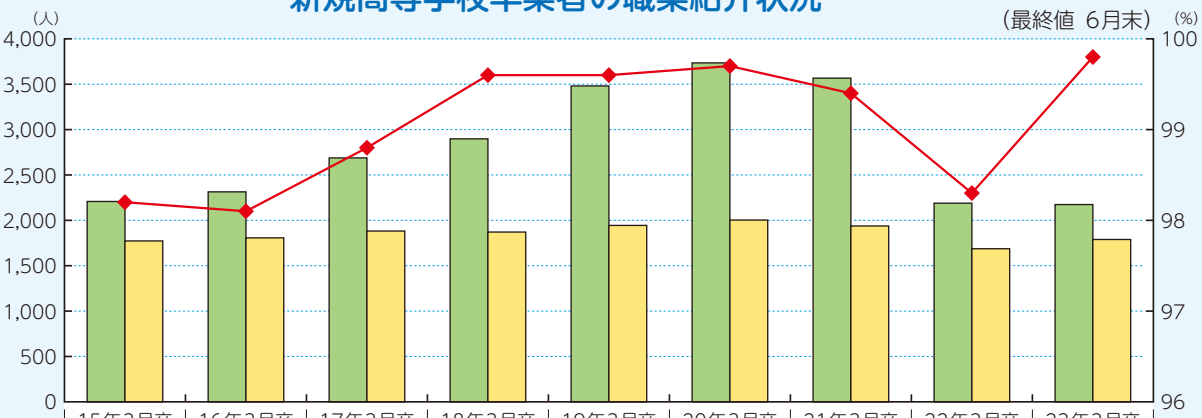

	15年3月卒	16年3月卒	17年3月卒	18年3月卒	19年3月卒	20年3月卒	21年3月卒	22年3月卒	23年3月卒
求人数	2,208	2,314	2,688	2,898	3,484	3,735	3,567	2,189	2,174
就職者数	1,773	1,807	1,882	1,871	1,944	2,003	1,938	1,687	1,789
内定率	98.2	98.1	98.8	99.6	99.6	99.7	99.4	98.3	99.8

（注1）求人は県内企業の求人　（注2）就職者数は学校・安定所紹介によるもの

職業能力開発支援の推進

再就職に当たって職業訓練の受講を必要とする求職者に対し、公共職業訓練と求職者支援訓練の中から適切な訓練コースを選択・誘導し、訓練受講中においても訓練実施機関と連携してジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施等による就職支援を行い、訓練修了後の就職を支援します。

障害者に対する就労支援の推進

現下の雇用失業情勢に対応した障害者雇用促進の取組

経済団体や企業に対して障害者の雇用維持・拡大の要請を行います。また、ハローワークにおいて、障害者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな職業相談を行い、石川県障害者職場実習制度や障害者試行雇用（トライアル雇用）事業等を活用し、的確な職業紹介を実施します。さらに、求人開拓や就職面接会により障害者の就職促進を図ります。

法定雇用率達成に向けた指導

障害者法定雇用率を達成していない企業や公的機関に対する指導を厳正・強力に推進します。

精神障害者に対する雇用対策の強化

地域の医療機関と連携したジョブガイダンス事業の実施や精神障害者ステップアップ雇用奨励金、精神障害者雇用安定奨励金の効果的な活用とともに、ジョブコーチ支援、専門的なカウンセリングや相談等の実施により精神障害者の雇用と職場定着を支援します。

雇用・福祉・教育等の連携による就職支援

雇用・福祉・教育の一層の連携を図り、福祉的就労から一般雇用への移行促進、就業と生活の両面にわたる支援を進めます。

障害者の職業紹介状況の推移

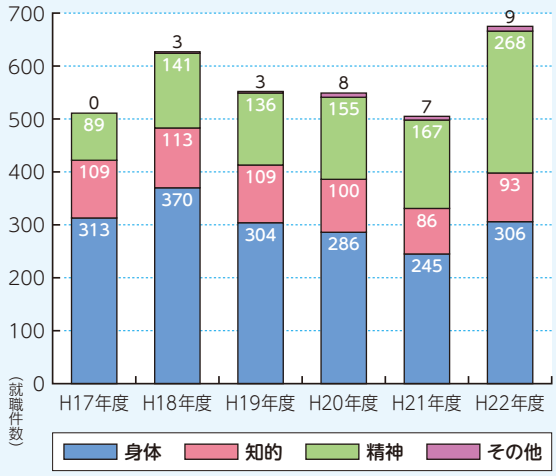

障害者雇用率及び雇用率達成企業割合の推移

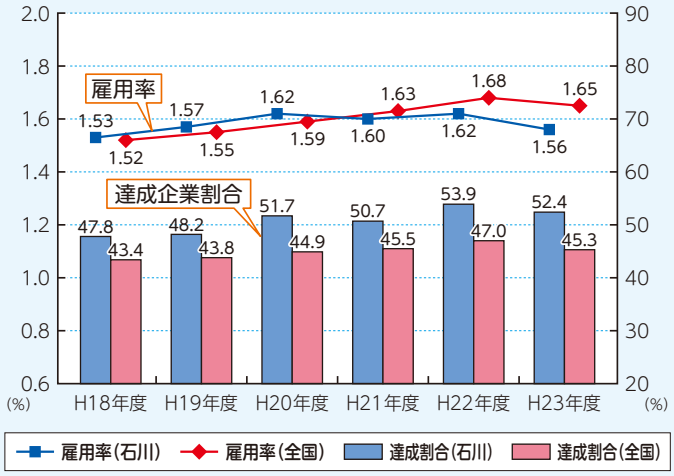

いくつになっても働ける社会の実現

安定した雇用の確保の推進

高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置が確実に実施されるよう事業主に対し助言・指導を行います。

また、希望者全員が65歳まで働ける企業及び70歳まで働ける企業の実現を強力に進めます。

高年齢者雇用確保措置の実施義務化の対象年

平成22年4月1日～25年3月31日	64歳
平成25年4月1日以降	65歳

再就職の援助・促進

高年齢求職者に対しきめ細かな職業相談・職業紹介等を行うとともに、特に高年齢者に焦点を当てた支援等の推進により高年齢者の再就職の一層の促進を図ります。

多様な就業・社会参加の推進

高年齢者にとって魅力ある事業展開に向けた取組みの強化を図りつつ、シルバー人材センター事業を着実に推進します。

雇用均等行政の重点施策

働く人が性別により差別されることなく、多様な働き方に応じた公正な待遇が確保されるとともに、各人が仕事と生活を調和させつつその能力を発揮し、充実した職業生活を送れるようにすることが重要です。

このため、男女雇用機会均等法等の確実な履行を確保するとともに、子育て期間中の働き方の見直しや父親も子育てができる働き方の実現を可能にする改正育児・介護休業法の円滑な施行により、仕事と家庭の両立を支援する取組を推進するほか、パートタイム労働法の施行によりパートタイム労働者の働き・貢献に見合った公正な待遇の確保を図ります。

県内の情勢と課題

雇用均等室には妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いや、セクシュアルハラスメントに関する相談が多く寄せられています。これらは女性の就業継続の大きな阻害要因となる場合が多いため、迅速・的確に対応していきます。

また、第1子出産前に就業していた女性の多くが出産を機に仕事と育児の両立が難しいため退職しております。

なお、石川県の男性の育児休業取得率は0.4%と、男性の育児への関わりは低調です。企業が、労働者の仕事と生活の調和を図れる職場環境の整備に取り組むよう次世代育成支援対策を推進します。

雇用均等室に寄せられた相談件数の推移

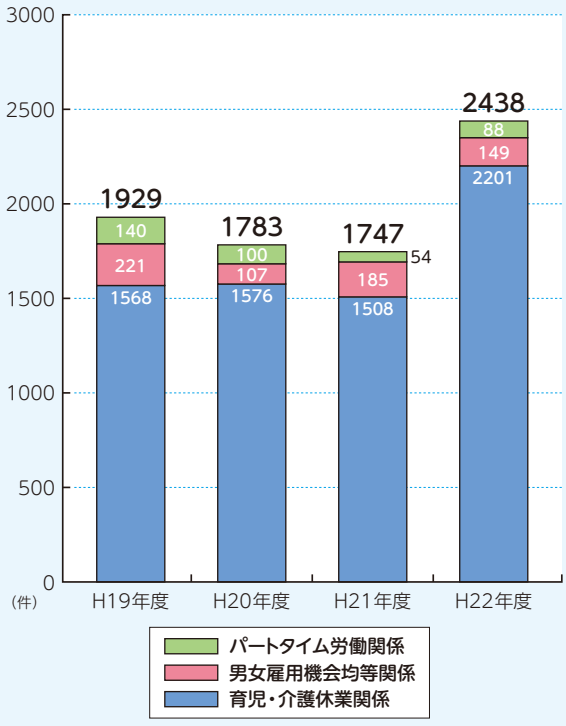

仕事と家庭の両立のために

■改正育児・介護休業法の確実な履行

常時100人以下の企業について、育児短時間勤務制度等の規定が適用猶予となっている改正育児・介護休業法が**平成24年7月1日より全面適用**になることから、改正内容の周知を徹底するとともに、企業において改正法の内容が定着し、履行確保が図られるよう指導します。

育児休業の取得等に伴い労使間に紛争が生じた場合は、労働局長による援助又は両立支援調停会議を行い、円滑かつ迅速な解決を図ります。

育児休業取得率　(平成22年)

	石川県	全国
男性	0.4%	1.38%
女性	87.1%	83.7%

■両立支援に取り組む事業主に対する支援

「両立支援助成金」及び「中小企業両立支援助成金」の周知・活用を図り、育児休業や短時間勤務制度などの両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組む事業主を支援します。

■次世代育成支援対策

平成23年4月の改正次世代法の施行に伴い、101人以上規模の事業主に一般事業主行動計画の策定・届出及び公表・労働者への周知が義務づけられました。策定した行動計画を着実に実施し、多くの企業が認定マーク「くるみん」を取得できるよう、積極的な取組を促します。

男女の均等な機会と待遇の確保のために

均等な取扱いの確保

労働者が募集・採用、配置・昇進等職業生活の様々な場面で性別により差別されることのないよう、法違反が認められる企業に対しては、迅速かつ厳正に対応し、法違反の是正を図ります。

不利益取扱いへの厳正な対応

妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い等の相談があった場合は、労働局長による援助又は機会均等調停会議を行い円滑かつ迅速な解決を図るとともに、法違反が認められる場合には、事業主に対し、厳正な指導を行います。

職場における セクシュアルハラスメント対策の推進

企業における実効ある対策の徹底を図るとともに、事案が生じた場合には適切な事後対応及び再発防止の取組等について、指導及び情報提供を行います。

ポジティブ・アクションの促進

ポジティブ・アクション（女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組）の趣旨及び内容の正しい理解、企業にとっての意義について、一層の周知徹底を図り、企業に対して必要な助言及び情報提供を行います。

ポジティブ・アクションに取り組んでいます

パートタイム労働者の 均衡待遇の推進のために

パートタイム労働法の施行

パートタイム労働者が、その働き・貢献に応じて正社員との均衡待遇を確保できるよう、法の周知を図るとともに、事業主に対しては、具体的な取組方法に関するアドバイスを行い、均衡待遇に取り組む事業主を支援するため「均衡待遇・正社員化推進奨励金」の活用を促します。

ポジティブ・アクションの具体的な進め方は?

取組の流れ		推奨プラン
ステップ1	現状の分析と問題点の発見	①自社の取組状況を診断する・他社との比較による自社の位置を把握する → 女性の活躍推進状況診断
ステップ2	具体的取組計画の作成	②他社の事例を参照し、具体的な取組内容を計画する → ポジティブ・アクション応援サイト
ステップ3	具体的取組の実施	③計画した自社の今後の取組を宣言する ④自社の取組を社内外に周知する → 女性の活躍推進宣言コーナー ポジティブ・アクション応援サイト
ステップ4	具体的取組の成果の点検と見直し	⑤実施した取組を検証する → 女性の活躍推進状況診断

労働保険適用・徴収業務の適正な推進

労働保険の年度更新時期

労働保険の年度更新は

6月1日～7月10日

の期間となっています。

なお、平成23年度年度更新から、一部外部委託化し業務の簡素及び効率化に努めます。

労働保険の適用促進

労働保険（労災保険・雇用保険の総称）は、労働者を雇用している事業場に加入が義務付けられています。

しかしながら、小規模事業場等の一部には、いまだに未手続事業がみられます。

労働保険徴収室では、労働基準監督署及びハローワーク並びに労働保険適用促進委託業務受託団体等と連携し、これら未手続事業の一掃に努めています。

労災保険率の改定・メリット制の適用要件の変更

平成24年4月1日から、労災保険率・労務費率等が改定になります。

また、メリット制の適用要件等も変更になります。詳しくは、石川労働局ホームページをご覧ください。

雇用保険料率の改定

平成24年4月1日から、雇用保険料率が改定になります。

負担者／事業の種類	①労働者負担	②事業主負担	失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+②雇用保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

労働保険料・一般拠出金の適正徴収

労働保険の保険料等は、自主申告・自主納付制度となっています。適正な申告・納付の周知を図るとともに、費用負担の公平を期すため労働保険料等の適正徴収に努めます。

なお、保険料等を滞納した場合には次の処分をすることがあります。

- **延滞金の徴収**
- **財産等の差押え**
- **労災給付に要した費用の一部徴収**

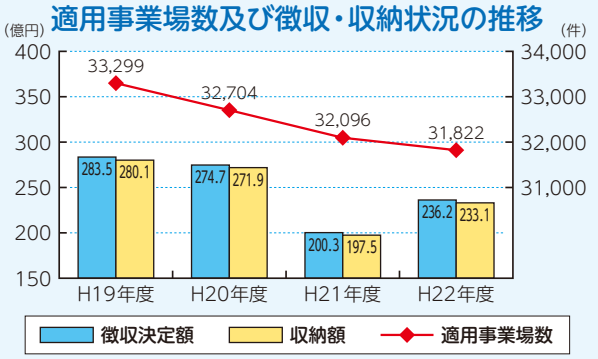

口座振替納付制度の個別事業主への拡大

労働保険料の口座振納付替制度の個別事業主への拡大は平成23年度概算第3期分から実施していますが、今年度の本格実施に向けて積極的に周知し、利用の促進を図ります。詳しくは、石川労働局のホームページをご覧ください。

労働保険事務組合制度とは

中小企業事業主の労働保険に関する事務処理手続を代わって行う労働保険事務組合制度があります。

労働保険事務組合は、国から認可を受け、業種団体、商工団体、労働基準協会等を母体とした150組合が県下にあり、50%近くの事業場が委託をしています。

個別労働関係紛争の解決の促進

個々の労働者と事業主の民事的なトラブル（個別労働関係紛争）について、円満・迅速な解決を図ることを目指して、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく、以下の解決援助サービスの利用促進に努めます。

個別労働紛争解決制度

いずれも労働者、使用者どちらからでも利用できます。

- 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談
- 都道府県労働局長による助言・指導
- 紛争調整委員会によるあっせん

総合労働相談コーナーにおける情報提供

労働問題に関するあらゆる分野を対象とした相談対応、情報提供を行っております。
総合労働相談コーナーには総合労働相談員を配置しています。

都道府県労働局長による助言・指導

民事上の個別労働紛争について、判例等の情報を提供することにより解決の方向性を示し、紛争当事者の話合いを促すことで自主的な紛争解決を促進します。

紛争調整員会によるあっせん

紛争調整委員（弁護士等）が紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより紛争の解決を図る制度です。

特徴

- ◎ 手続が**迅速・簡便**
- ◎ 専門家（弁護士等）が担当
- ◎ 利用は**無料**
- ◎ 合意内容には民事上の和解の効力
- ◎ 手続きは**非公開**
- ◎ 不利益取扱の禁止

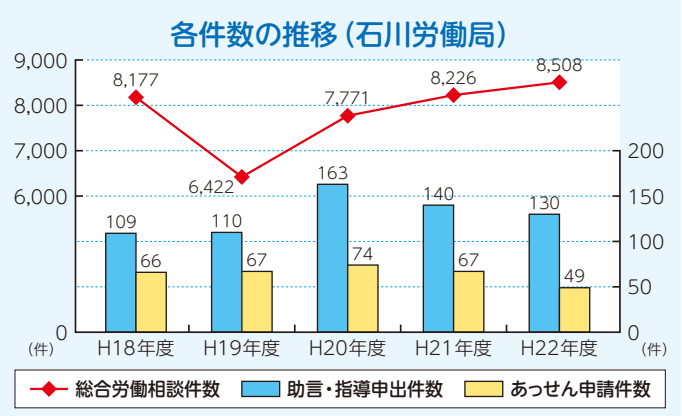

⇒個別労働関係紛争の解決制度の担当窓口は、総合労働相談コーナーです。
コーナーの所在地・電話番号は、石川労働局総務部企画室（11ページ）・労働基準監督署一覧表（12ページ）をご覧ください。
また、制度の詳細は、石川労働局ホームページでご覧いただけます。

石川労働局各課（室）の所掌事務

部（室）	課（室）	主な所掌事務
総務部	**総務課** TEL 076-265-4420 FAX 076-221-6020	●職員の人事、教養、訓練及び福利厚生に関すること ●予算、決算及び会計に関すること ●文書の接受、発送、編集及び保存に関すること
	企画室 TEL 076-265-4421 FAX 076-221-6020	●行政間の総合的な連絡、調整に関すること ●個別労働紛争解決制度、総合労働相談コーナーの運用に関すること ●石川地方労働審議会の運営に関すること ●行政文書、保有個人情報の情報公開に関すること
	TEL 076-265-4432 →	総合労働相談専用電話
	労働保険徴収室 TEL 076-265-4422 FAX 076-221-3302	●労働保険料の徴収に関すること ●労働保険関係の成立及び消滅に関すること ●労働保険料の額の決定並びに充当及び還付に関すること ●労働保険事務組合の業務及び認可等に関すること
労働基準部	**監督課** TEL 076-265-4423 FAX 076-265-4431	●一般労働条件の確保・改善に関すること ●事業場の監督指導に関すること ●司法事件の捜査に関すること ●労働契約法に関すること（個別労働紛争は企画室）
	健康安全課 TEL 076-265-4424 FAX 076-265-4431	●労働者の健康保持増進、メンタルヘルス及び快適職場の形成に関すること ●職業性疾病の予防に関すること ●労働災害の防止に関すること ●労働安全衛生法に基づく免許、技能講習に関すること ●特定機械等の製造許可及び特定自主検査に関すること
	賃金室 TEL 076-265-4425 FAX 076-265-4431	●最低賃金に関すること ●家内労働に関すること ●賃金制度に関すること ●賃金統計に関すること
	労災補償課 TEL 076-265-4426 FAX 076-265-4431	●労災保険法に基づく保険給付（業務災害、通勤災害）に関すること ●労災保険法に基づく社会復帰促進等事業に関すること ●労災保険法に基づく審査請求に関すること
職業安定部	**職業安定課** TEL 076-265-4427 FAX 076-261-1407	●職業紹介に関すること ●若年者及び新規学校卒業予定者の雇用対策に関すること ●雇用保険の適用及び失業給付等に関すること
	職業対策課 TEL 076-265-4428 FAX 076-261-1408	●高年齢者雇用対策、障害者雇用対策に関すること ●建設雇用改善に関すること ●外国人等の雇用の促進に関すること ●各種助成金の支給に関すること ●地域雇用開発に関すること
	求職者支援室 TEL 076-200-8437 FAX 076-261-1407	●求職者支援制度に関すること ●キャリア形成促進助成金に関すること
	需給調整事業室 TEL 076-265-4435 FAX 076-261-1407	●労働者派遣事業に関すること ●有料・無料職業紹介事業に関すること ●労働者供給事業に関すること
雇用均等室 TEL 076-265-4429 FAX 076-221-3087		●雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に関すること ●育児・介護休業制度や一般事業主行動計画の策定等に関すること ●パートタイム労働者の均衡待遇に関すること

※利用時間は、月曜日～金曜日　8時30分～17時15分（祝日・年末年始を除く）です。

〒920-0024　金沢市西念3-4-1　金沢駅西合同庁舎5・6F
JR金沢駅から徒歩20分・北鉄駅西合庁前バス停徒歩1分
ホームページ http://ishikawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

労働局等の名をかたって個人情報を聞き出そうとするアンケート等にご注意ください。
不審な電話等があった場合には、関係の窓口にご確認ください。

石川労働局管内の各労働基準監督署一覧表

労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等に基づく申請、届出、申告等は、事業場の住所地を管轄する監督署に行ってください。労働条件等についての一般的なご相談は各監督署内の総合労働相談コーナーでお受けしています。

署　名	郵便番号	所　在　地	TEL・FAX番号・総合労働相談コーナー専用電話番号
金沢労働基準監督署	921-8013	金沢市新神田4-3-10　金沢新神田合同庁舎3F	TEL 076-292-7933
	管轄区域等	金沢市、白山市、かほく市、野々市市、河北郡	FAX 076-291-6244
	経　路　例	北鉄新神田バス停徒歩5分《駐車場は混みあいます》	総合労働相談コーナー TEL 292-7947
小松労働基準監督署	923-0868	小松市日の出町1-120　小松日の出合同庁舎7F	TEL 0761-22-4231
	管轄区域等	小松市、加賀市、能美市、能美郡	FAX 0761-22-4230
	経　路　例	JR小松駅徒歩5分	総合労働相談コーナー TEL 22-4207
七尾労働基準監督署	926-0852	七尾市小島町西部2　七尾地方合同庁舎2F	TEL 0767-52-3294
	管轄区域等	七尾市、羽咋市、鹿島郡、羽咋郡	FAX 0767-52-3295
	経　路　例	JR七尾駅徒歩25分	総合労働相談コーナー TEL 52-7640
穴水労働基準監督署	927-0027	鳳珠郡穴水町字川島キ84　穴水地方合同庁舎2F	TEL 0768-52-1140
	管轄区域等	輪島市、珠洲市、鳳珠郡	FAX 0768-52-1141
	経　路　例	のと鉄道穴水駅徒歩10分	総合労働相談コーナー TEL 52-1184

窓口の概要（☆個別の申請・相談等の窓口につきましては、各労働基準監督署でご確認ください。）

災害発生時	労働条件	安全衛生	労働保険・労災保険
●死亡重大災害発生時には夜間、休日であっても直ちに、電話速報をお願いします。	●賃金不払、解雇等に関する相談 ●就業規則、36協定等の届出 ●最低賃金に関する相談	●工事計画届、死傷病報告等の届出 ●健康診断結果等の届出 ●健康づくり、職業性疾病予防等に関する相談	●労働保険の加入、労働保険料の申告・納付及び相談 ●労災保険の給付（業務災害、通勤災害）の申請及び相談

ハローワーク付属施設のご案内

機　関	郵便番号	所　在　地	TEL・FAX番号
ヤングハローワーク金沢 金沢新卒者応援ハローワーク	920-0935	金沢市石引4-17-1　石川県本多の森庁舎1F	TEL 076-261-9453
	経　路　例	北鉄出羽町バス停徒歩3分《駐車場は混みあいます》	FAX 076-261-0053
	☆中学生から大学生まで、新規学校卒業予定者に対する情報提供。また、35歳未満の方に対してきめ細やかな職業相談を実施し、求職活動を行うための知識の提供等を行っています。		
マザーズハローワーク金沢	920-0935	金沢市石引4-17-1　石川県本多の森庁舎1F	TEL 076-261-0026
	経　路　例	北鉄出羽町バス停徒歩3分《駐車場は混みあいます》	FAX 076-261-0028
	☆子育てをしながら就職を希望する女性に対して、就職実現プランの作成や、担当制による総合的かつ一貫した就職支援を行っています。		
キャリアアップハローワーク金沢	920-0907	金沢市青草町88番地　近江町いちば館5F	TEL 076-232-2215
	経　路　例	北鉄武蔵ヶ辻バス停徒歩1分	FAX 076-232-2210
	☆安定した雇用を希望する方に対して職業相談や情報提供、職業紹介を行っています。		
珠洲市地域職業相談室	927-1215	珠洲市上戸町北方1-9-2　すず市民交流センター1F	TEL 0768-82-0157
	経　路　例	北鉄奥能登バス「能登飯田」徒歩5分	FAX 0768-82-1249
	☆ハローワークの窓口の一つとして、ハローワークの行う職業相談、職業紹介サービスと市が提供する住民サービスとの連携により、地域住民の方々の就職促進を行っています。		
穴水町地域職業相談室	927-0027	鳳珠郡穴水町字川島ラ174　穴水町役場1F	TEL 0768-52-0168
	経　路　例	のと鉄道穴水駅徒歩10分	FAX 0768-52-1554
	☆ハローワークの窓口の一つとして、ハローワークの行う職業相談、職業紹介サービスと町が提供する住民サービスとの連携により、地域住民の方々の就職促進を行っています。		

石川労働局管内の各公共職業安定所（ハローワーク）一覧表

職業紹介事業、労働者派遣事業の許可申請・諸届出等に関しては、労働局職業安定部需給調整事業室でお受けしています。

所　　名	郵便番号	所　在　地	TEL・FAX番号
ハローワーク 金沢	920-8609	金沢市鳴和1-18-42	TEL 076-253-3030
	管轄区域等	金沢市、かほく市、河北郡　《駐車場は混みあいます》	FAX 076-253-8109
	経　路　例	北鉄鳴和バス停徒歩4分・JR東金沢駅徒歩12分	職業相談、求人・雇用相談、雇用保険
ハローワーク 津幡	929-0326	河北郡津幡町字清水ア66-4	TEL 076-289-2530
	管轄区域等	かほく市、河北郡	FAX 076-289-2543
	経　路　例	北鉄バス本津幡バス停徒歩5分・JR本津幡駅徒歩5分	職業相談、求人・雇用相談、雇用保険
ハローワーク 小松	923-8609	小松市日の出町1-120　小松日の出合同庁舎2F	TEL 0761-24-8609
	管轄区域等	小松市、能美市、能美郡	FAX 0761-22-8580
	経　路　例	JR小松駅徒歩5分	職業相談、求人・雇用相談、雇用保険
ハローワーク 白山	924-0871	白山市西新町235	TEL 076-275-8533
	管轄区域等	白山市、野々市市	FAX 076-275-8047
	経　路　例	JR松任駅徒歩5分	職業相談、求人・雇用相談、雇用保険
ハローワーク 七尾	926-8609	七尾市小島町西部2　七尾地方合同庁舎1F	TEL 0767-52-3255
	管轄区域等	七尾市、鹿島郡、羽咋市、羽咋郡	FAX 0767-53-7106
	経　路　例	JR七尾駅徒歩25分	職業相談、求人・雇用相談、雇用保険
ハローワーク 羽咋	925-8609	羽咋市南中央町キ105-6	TEL 0767-22-1241
	管轄区域等	羽咋市、羽咋郡	FAX 0767-22-0942
	経　路　例	JR羽咋駅徒歩15分	職業相談、求人・雇用相談、雇用保険
ハローワーク 加賀	922-8609	加賀市大聖寺菅生イ78-3	TEL 0761-72-8609
	管轄区域等	加賀市	FAX 0761-72-8619
	経　路　例	JR大聖寺駅徒歩10分	職業相談、求人・雇用相談、雇用保険
ハローワーク 輪島	928-8609	輪島市鳳至町畠田99-3　輪島地方合同庁舎1F	TEL 0768-22-0325
	管轄区域等	輪島市、珠洲市、鳳珠郡	FAX 0768-22-1394
	経　路　例	測候所前バス停徒歩1分	職業相談、求人・雇用相談、雇用保険
ハローワーク 能登	927-0435	鳳珠郡能登町字宇出津新港3-2-2	TEL 0768-62-1242
	管轄区域等	珠洲市、鳳珠郡のうち能登町	FAX 0768-62-1243
	経　路　例	辺田の浜バス停徒歩5分	職業相談、求人・雇用相談、雇用保険

窓口の概要（☆個別の申請・相談等の窓口につきましては、各ハローワークでご確認ください。）

職　業　相　談	求人・雇用相談	雇　用　保　険	
		適　用	給　付
●就職に関する相談・企業への紹介 ●求人情報のパソコンでの閲覧 ●就職に関する各種セミナーの案内 ●職業訓練の案内・相談	●従業員募集の相談・申込 ●雇用に関する助成金等の相談 ●定年延長・障害者雇用等の雇用管理の相談	●雇用保険の加入・廃止等の届出 ●被保険者の資格取得・喪失・離職票の交付 ●雇用継続給付の申請	●失業給付金の受給手続 ●教育訓練給付の申請

●各ハローワークの地図は、石川労働局ホームページ（http://ishikawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/）でご覧いただけます。

なお、在職中の皆様の職業相談に対応するため、キャリアアップハローワーク金沢では平日の午後7時までの開庁延長、土曜日については、ハローワーク金沢及びキャリアアップハローワーク金沢で午前10時から午後5時まで開庁しています。

※東日本大震災被災地への応援職員の派遣のため、ハローワーク金沢の平日夜間、ヤングハローワーク金沢の土曜開庁は、当面の間、中止しています。

相談先一覧　労働関係について相談したいときは…

労働条件に関する相談をしたいとき

○解雇、賃金不払に関する相談
○有給休暇、労働時間等に関する相談
→ 所轄の労働基準監督署又は労働局監督課・企画室

○最低賃金に関する相談
→ 所轄の労働基準監督署又は労働局賃金室

○賃金制度の改善に関する相談
→ 労働局賃金室

職場環境等に関する相談をしたいとき

○職場における危険な作業に関する相談
○職場における職業性疾病の予防に関する相談
○メンタルヘルス及び健康づくりに関する相談
→ 所轄の労働基準監督署又は労働局健康安全課

労働保険に関する相談をしたいとき

○労働保険の加入及び労働保険料の申告・納付に関する相談
→ 労働局労働保険徴収室
所轄の労働基準監督署又はハローワーク

労災保険に関する相談をしたいとき

○労災保険の申請や給付に関する相談
○労災年金受給者の年金・介護問題に関する相談
→ 所轄の労働基準監督署又は労働局労災補償課

雇用保険に関する相談をしたいとき

○雇用保険の手続や給付に関する相談
○高年齢雇用継続給付に関する相談
→ 所轄のハローワーク又は労働局職業安定課

就職活動に関する相談をしたいとき

○求職・求人に関する相談
→ 所轄のハローワーク又は労働局職業安定課

各種助成金に関する相談をしたいとき

○雇用促進のための各種助成金等に関する相談
→ 所轄のハローワーク又は労働局職業対策課

外国人の就労に関する相談をしたいとき

○外国人労働者の職業相談
○外国人の雇用管理に関する相談
→ 所轄のハローワーク又は労働局職業対策課

○外国人労働者の労働条件に関する相談
→ 所轄の労働基準監督署又は労働局監督課・企画室

高年齢者雇用に関する相談をしたいとき

○高年齢者の雇用確保措置に関する相談
→ 所轄のハローワーク又は労働局職業対策課

障害者雇用に関する相談をしたいとき

○障害者の職業相談
○障害者の雇用管理に関する相談
→ 所轄のハローワーク又は労働局職業対策課

職業訓練受講に関する相談をしたいとき

○公共職業訓練・求職者支援訓練受講に関する相談
→ 所轄のハローワーク又は労働局求職者支援室

労働者派遣・職業紹介事業に関する相談をしたいとき

○労働者派遣事業に関する相談
○有料・無料職業紹介事業に関する相談
→ 労働局需給調整事業室

育児・介護休業等に関する相談をしたいとき

○育児・介護休業法に関する相談
○一般事業主行動計画の策定や認定に関する相談
→ 労働局雇用均等室

○育児休業給付・介護休業給付に関する相談
→ 所轄のハローワーク又は労働局職業安定課

その他、就労上の問題に関する相談をしたいとき

○労働基準関係法令に直接係らない解雇、労働条件の変更をめぐる労働者と使用者との紛争に関する相談
→ 労働局企画室の総合労働相談コーナー
各労働基準監督署の総合労働相談コーナー

○家内労働法及び最低工賃に関する相談
→ 所轄の労働基準監督署又は労働局賃金室

○職場における男女の均等な取扱に関する相談
○婚姻・妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱に関する相談
○職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談
○パートタイム労働法に関する相談
→ 労働局雇用均等室

相談先がわからないときなど

○複数の分野にまたがる問題に関する相談
○事業主からのいじめ・嫌がらせ等に関する相談
○その他、相談先がわからないとき
（法令・制度・手続等の照会、個別労働紛争の相談等）
→ 労働局企画室の総合労働相談コーナー
各労働基準監督内の総合労働相談コーナー

●労働組合関係のご相談につきましては、石川県の商工労働部労働企画課にお問合せください。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。